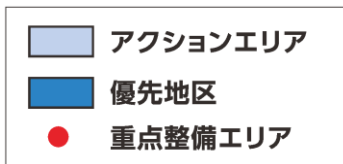
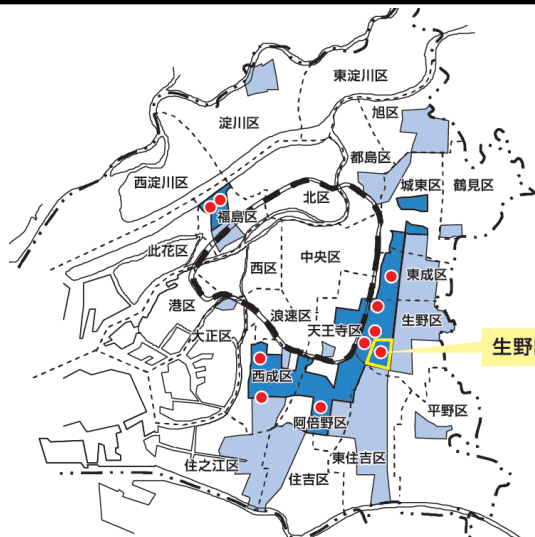


大阪市における密集市街地整備のための補助制度の概要【平成30年度版】



※平成30年4月現在のエリアです。

補助対象のエリアや①～⑦の補助制度は大阪市ホームページをご確認ください。



大阪市 密集

検索

①

建替建設費補助制度（集合住宅への建替え）【対象エリア:大阪市全域】

古いアパートや長屋などを集合住宅（マンション・アパートなど）に建替える場合、**設計費用、解体費用、共同施設整備費用**の一部を補助する制度です。

※アクションエリア・優先地区・重点整備エリアでは、補助要件の一部緩和があります。

NEW
②

建替建設費補助制度（戸建住宅への建替え）【対象エリア:優先地区・重点整備エリア】

未接道敷地等を解消するために隣接する土地を平成30年4月1日以降に売買で取得した敷地において、戸建住宅に建替える場合、**設計費用、解体費用等**の一部を補助する制度です。

③

狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度【対象エリア:優先地区・重点整備エリア】

狭い道路に面した木造住宅の**解体費用**の一部を補助する制度です。

※重点整備エリアでは、補助要件の一部緩和があります。

④

防災空地活用型除却費補助制度【対象エリア:重点整備エリア】

木造住宅を解体し、跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合、**解体費用、空地整備費用**の一部を補助する制度です。

※本制度を活用すると、**土地の固定資産税・都市計画税が非課税**になります。

⑤

狭あい道路拡幅促進整備事業【対象エリア:優先地区・重点整備エリア】

幅員4m未満の道路（狭あい道路）に面した建物の建替え等の際、後退した部分を道路として整備する場合、**拡幅整備費用**の一部を補助する制度です。

⑥

主要生活道路不燃化促進整備事業【対象エリア:防災コミュニティ道路*沿道】

防災コミュニティ道路*に面した建物の建替え等をする場合、**解体費用、道路後退整備費用、建設費用等**の一部を補助する制度です。

※「防災コミュニティ道路」は、地域ぐるみで沿道建物の不燃化と概ね6mの道路空間の確保に取り組む道路として地域からの申請を受け、市が認定する道路（東成区1路線、福島区2路線、阿倍野区1路線、生野区9路線）。

⑦

都市防災不燃化促進事業【対象エリア:都市計画道路「森小路大和川線(今里筋)」沿道の一部】

都市計画道路「森小路大和川線(今里筋)」の一部（緑橋～百済貨物駅）の両側道路境界から奥行30mの範囲において、耐火建築物等を建設する場合、**建設費用**の一部を補助する制度です。

⑧

耐震診断・改修補助事業【対象エリア:大阪市全域】

民間戸建住宅等の**耐震診断費用**や**耐震改修費用**の一部を補助する制度です。



各制度の問い合わせ先は裏面をご覧ください。

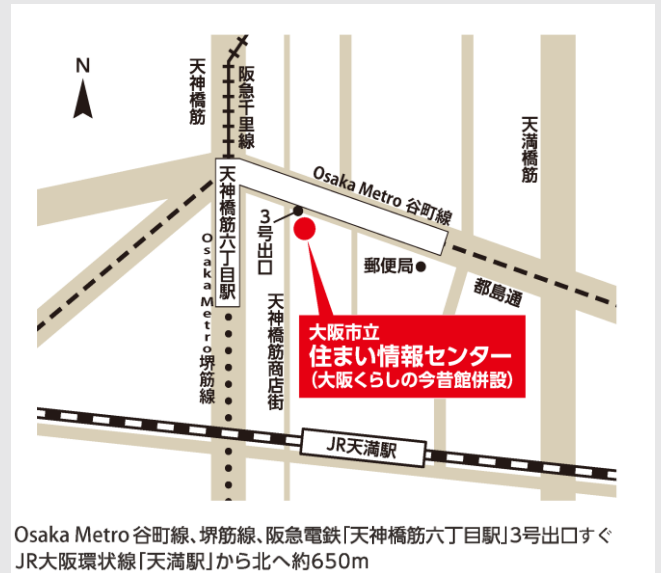
ご相談・お問い合わせ先



※生野区南部地区内を除く

大阪市立住まい情報センター4階
大阪市都市整備局
耐震・密集市街地整備 受付窓口
TEL.06(6882)7053

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20
営業時間：平日・土曜日 9時～19時、日曜・祝日 10時～17時
休館日：火曜日（祝日の場合は翌日）、
祝日の翌日（日曜日・月曜日の場合は除く）、年末年始
上記休館日のほか、臨時休館や特別に開館する日があります。



※生野区南部地区内を除く

大阪市役所6階
大阪市都市整備局
企画部 住環境整備課
TEL.06(6208)9235

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3-20
開庁時間：平日 9時～17時30分 閉庁日：土曜、日曜、祝日、年末年始



大阪市役所6階
大阪市都市整備局
企画部 住宅政策課
TEL.06(6208)9629

生野区南部地区内の



生野区役所5階
大阪市都市整備局 生野南部事務所
TEL.06(6717)8266

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1-19
開庁時間：平日 9時～17時30分
閉庁日：土曜、日曜、祝日、年末年始



「密集住宅市街地の整備について」ホームページ

▶ <http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000255852.html>

大阪市 密集

検索



注意事項

- ・補助金の交付決定前に契約または工事着手をした場合、補助金を受けることができません。
- ・補助金は工事金額の支払いを確認した後の振込となります。
- ・補助対象項目ごとに限度額があります。
- ・補助金額については、予算の範囲内の額となります。
- ・掲載している補助金は所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。